

20年1月20日 (No.303)

1. 経済法令 (新規、改定)

《 ハラル認証についての宗教大臣規程 》 (重要)

= 2019年10月15日発効 No.26Year2019

- 1) 製品別のハラル認証取得期限などを具体的に定めたもの
- 2) インドネシア国内に輸入、流通、販売されるハラル製品はすべてハラル認証を取得しなければならない。ハラルでないものはその旨を製品に必ず表示しなければならない。
- 3) ①食品、飲料は2019年～2024年10月17日の期間中に、②薬品、化粧品、サプリメント、衣料、家庭健康器具、事務機器、文具、医療器具などは2021年～2026年10月17日に、③市販薬などは2021年～2029年10月17日に認証を取得しなければならない(それ以外のものも関連法規により個別に規定されている)。当該期間前でも申請は可能である。
- 4) 認証を取得する者は、ハラル認証機関(BPJPH)へ申請する。申請後ハラル検査機関(LPH)による検査(国産品は60日以内、輸入品は90日以内)が実施され、検査合格証がイスラム協議会(MUI)へ送られる。MUIの審査後(30日以内)にBPJPHから7日以内に認証が発行される。
- 5) 認証の有効期限は4年で、延長が可能である。(本規程前の認証は有効期限まで使用できる)
- 6) 相互協定によりインドネシアで認定された海外のハラル認証も有効である

《 サービス部門における技能専門家雇用義務について政令 》

= 2019年12月5日発効 No.83ear2019

- 1) サービス(Tradable Service)部門での技能専門家雇用義務を定めたもの
- 2) 本規程は①ビジネスサービス(専門サービス、コンピュータ、調査、不動産、割賦金融、レンタル業)、②配送業(代理店、卸売り、小売り、フランチャイズ)、③通信(郵便、クーリエ、映像)、④教育事業、⑤環境事業、⑥金融(保険、銀行)、⑦建設(ゼネラル、電気施設、コンサル)、⑧医療事業、⑨文化、スポーツ事業(エンタテイメント、メディア、博物館)、⑩観光業(ホテル、旅行、ガイド)、⑪運輸(海運、空輸、陸送、鉄道)、の事業に適用される
- 3) 技能専門家は国家などが認定した技能資格証明書や認定された機関のテストの合格証で裏付けられなければならない。外国人の場合はインドネシアと相互協定により認定された資格証明書が必要である。そうでない場合は改めてインドネシアの資格を取得しなければならない。
- 4) 違反した場合は警告書の出状、一時的業務停止(3回目の警告書より90日後)、ライセンスのはく奪の行政罰が与えられる

《 実質所有者確認手続きについての法務人権大臣規程 》

= 2019年12月27日発効 No.21Year2019

- 1) マネーロンダリングやテロ資金還流防止のため、会社の実質所有者の確認(Know-Your-Beneficial-Owner = KYBO)を行う手続きを規定したもの



- 2) 法務人権省法務事務局長より実質所有者判定に関する質問票が会社へ送付される
- 3) 会社は毎年12月1～30日に、質問票への回答書、実質所有者に関するデータ、資料と、自己評価した判定書をオンライン(AHU Online)で報告する(現状、質問状は限られた企業のみを送付されている)
- 4) 法務人権省は提出された書類に基づき、リスクアセスメントを行い、低リスク、中リスク、高リスク、超高リスクに分類する。
- 5) 低リスク、中リスクの先に対しては法務省での監査(オフサイト監査)が行われる。高リスク、超高リスク先に対しては現場監査(オンサイト監査)が行われ、経営者とのインタビューも行われる。
- 6) 違法と判定された場合は AHU Online へのアクセス制限、事業ライセンスの一時停止、またはライセンスのはく奪などの行政罰が与えられる

2. 経済ニュース

【 国家中期計画案での成長率は5.7% 】 国家開発企画庁は12月17日に2020～2024年の国家中期計画案を発表した。経済成長率は楽観シナリオで6.0%、中間シナリオで5.7%、悲観的シナリオで5.4%となっている。計画案では98の優先プログラムが掲げられている。

《 国家中期開発計画案における中間シナリオの経済成長率 》 データ:国家開発企画庁						
	2020	2021	2022	2023	2024	20～24
中間シナリオ成長率(%)	5.3	5.4	5.6	5.9	6.1	5.7

【 通信会社に本人確認義務 】 情報通信省は2018年に携帯電話の SIM カードを利用する顧客に身分登録を義務付けているが、今般さらに本人確認を強化するために、通信会社へプリペイド SIM カードを利用する顧客に本人確認を義務付けた。本人確認は店頭での身分証明書などによる確認、顔認証、指紋認証、人口知能などの技術により行われる。

お問い合わせ先

PT FAIR CONSULTING INDONESIA
16th Floor MidPlaza 1 Jl. Jend Sudirman Kav 10-11 Jakarta 10220 Indonesia
TEL : +62-21-570-6215 | FAX : +62-21-570-6217
WEB : <https://www.faircongrp.com/>
■ 佐藤 篤
E-Mail : at.sato@faircongrp.com

「FCG インドネシア ニュースレター」本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板の掲載等はお断りいたします。
「FCG インドネシア ニュースレター」で提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用ください。
フェアコンサルティンググループでは、できる限り正確な情報の提供を心掛けておりますが、「FCG インドネシア ニュースレター」で提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、フェアコンサルティンググループ及び執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。